

平成28年度 東京都税制調査会  
第2回小委員会 議事録

日 時 平成28年7月21日(木) 午後6時00分～  
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室21

平成28年度 東京都税制調査会第2回小委員会

平成28年7月21日(木) 18:00~20:10  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

【税制調査担当課長】 まだ〇〇委員がお見えになっておりませんが、定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆様、このお時間の会議ですので、お食事されながら結構でございますので、よろしくお願いたします。本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第2回小委員会次第」「座席表」「平成28年度東京都税制調査会小委員会の議題(案)」でございます。その右側ですが、上から資料1「平成28年度第2回小委員会の論点」、資料2「地方法人課税に関する資料」、資料3「地方消費税に関する資料」、さらにその右側に福祉保健局の資料がございます。そのほかは参考資料でございます。

また、このたび7月1日付の人事異動で事務局に一部交代がございましたので、紹介させていただきます。

まず、総務部長の〇〇でございます。

税制部長の〇〇でございます。

税制調査担当部長の〇〇でございます。

紹介は以上でございます。

それでは、ただいまから、平成28年度第2回小委員会を開催させていただきます。

開催に先立ちまして、お断りしておかなければいけない事項がございますので申し上げます。お手元の「平成28年度東京都税制調査会小委員会の議題(案)」をご覧くださいませでしょうか。前回の小委員会で議題(案)をお示しした際に、本日第2回小委員会の議題の一つとして「地方財政調整制度について」を挙げておりましたが、今年度の小委員会での審議は予定しておりませんので、本日の議題からは削除させていただきましたことをおわび申し上げます。

なお、「税源偏在是正措置の課題」につきましては、本日の「地方法人課税について」の中で御審議いただければと存じます。

また、小委員会の議題(案)には、前回予定としておりました第3回以降の小委員会、及び参考として第2回以降の総会の日程を加筆してございます。

では、この後の進行は〇〇小委員長にお願いいたします。

【〇〇小委員長】 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、今、御紹介がありましたとおりで、「地方法人課税について」と「地方消費税について」、この2つが議題になります。

この審議に先立ちまして、東京都における大きな財政需要の一つである福祉保健施策について、本日は福祉保健局の〇〇企画政策課長に御出席をいただいております。これから御説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【企画政策課長】 福祉保健局企画政策課長の〇〇でございます。本日は、企画担当部長の〇〇と2名で御説明に伺っております。どうぞよろしくお願申し上げます。

それでは、このまま着座にて御説明させていただきます。お手元の資料の「2016東京の福祉保健」という冊子、それから「介護保険の『これまで』と『これから』」という右肩に「福祉保健局資料」と書いてあるA4

の資料、その次に「障害者（児）手帳交付状況」、それから表1「保育サービス利用児童数の状況」という3枚の資料をお手元にお配りさせていただいていると存じますが、これらに基づきまして順に御説明させていただきます。

本日は税制調査会の小委員会ということでございますので、施策の具体的な中身というよりも、予算額であるとか、あるいはサービスの利用者数、こういったところを重点に御説明を差し上げたいと考えております。

早速ではございますが、「2016東京の福祉保健」という冊子の2ページ目をお開き願いたいと思います。中ほどの右側にグラフがございまして、平成28年度の東京都一般歳出予算でございます。ちょうどグラフの真ん中に記載がございまして、5兆円を超えているという状況でございます。このうち、福祉保健局の予算を含みます「福祉と保健」というカテゴリーでございまして、22.9%でございまして、この分類の中では一番多くを占めているという状況でございます。

その左側の円グラフをご覧くださいと思います。福祉保健局予算分野別の内訳でございまして、やはり円の中心でございまして、総額が1兆1,000億円以上という状況になっております。この福祉保健局の政策分野の分類別でいきますと、グラフのやや左側でございまして、保健政策分野が31.7%、約3,530億円。こちらが最も多くを占めております。以下、高齢、少子、障害の分野が続きます、これらの4分野ではほぼ9割方を占めている。こういった予算の状況になっております。

その下のグラフが都の当初予算の一般歳出額の推移でございまして、平成11年度からの推移をお示ししてございます。この推移でございまして、途中一旦落ち込んだ年もございまして、徐々に増額をしていきまして、結果的に平成11年度と平成28年度はおおむね5兆円ぐらいという規模になっております。

一方、「福祉と保健」が占める割合でございまして、ブルーの折れ線グラフで、11年度の14.3%から、先ほど申し上げたとおり、28年度の22.9%へと大幅に伸びている。こういった状況でございます。

お隣の3ページをご覧ください。中央の大きなグラフでございまして。グラフのすぐ上の文章のところに記載がございまして、平成26年度の出生数は約11万人でございまして、昭和40年代の第2次ベビーブーム時代の約半数以下という状況になっております。また、合計特殊出生率でございまして、全国最低水準の1.15人となっております。しかしながら、出生数、合計特殊率とも、グラフではちょっと見づらいのですが、わずかながらではございますが、近年増加傾向にあるというところでございます。

左下でございまして、「子供のいる世帯の家族類型」でございまして。平成22年度と、国勢調査のデータでございまして、若干古いのでございまして、全国の80%前後というところに比較いたしまして東京は90%以上と、核家族が占める割合が高くなっております。

右下でございまして、有業者数と有業率の推移のグラフでございまして。こちらにつきましては、昭和37年には男女の有業率が80%対40%と、おおむね倍ぐらいの差があったわけでございまして、現在では70%対50%と、大分縮まってきているという状況でございます。

5ページ目をお開き願います。右下の「待機児童数と認可・認証保育所の定員」のグラフでございまして。ちなみに、認可保育所というのは全国的な国の制度による保育所でございまして、認証保育所が都独自の制度の保育所ということになっております。平成18年度から平成27年の期間でございまして、認可・認証を合わせまして16万2,357人から21万6,699人と、5万4,342人分のサービス量をふやしているところでございまして、待機児童数につきましては4,908人から7,814人へと、むしろふえております。

ここで、先ほど別にお配りしております資料のうち、3枚目に添付させていただきました「都内の保育サービスの状況について」という資料をご覧くださいと思います。これはつい今週にプレス発表させていただいた資料でございます。

本年4月1日現在の保育サービスの利用状況等の抜粋でございまして、まず表1の網かけの部分の合計列の一

番下、前年からの増減数でございますが、1万4,192名というかなり大幅なサービス利用量の定員増が図られたところでございます。これは過去を見ましても、1年間の増加数としては最大級の増加という形になってございます。

東京都の長期ビジョンでは、平成26年から29年の4年間で、4万人分の整備目標を掲げて取り組んでいるところでございますが、今のこの網かけがその長期ビジョン2年目に該当するところでございまして、1年目の平成26年度の増加数としましては、その2つ上の欄でございますが、1万2,602人という整備を達成いたしました。この2カ年はこの長期ビジョンで掲げた目標値、これは当初1万2,000人ずつ3年間、そして最終年が4,000人という整備目標だったわけでございますが、いずれも目標を上回るペースで推移しているところでございます。

その下の表2をご覧くださいと思います。これは認可保育所と認証保育所、それぞれ種別での増減数ということになっております。表2の中の都独自の制度でございますが、認証につきましては、施設数、定員数とも減少しておりますが、これは単純な廃止ということではございませんで、国の制度であります認可保育所への移行が進んだという状況かと考えております。

その裏面の表3をご覧ください。(1)の部分でございます。待機児童数でございますが、昨年の同時期から652人増加して8,466人となっております。内訳が「0歳児」から「4歳以上」というふうに分類をさせていただいておりますが、子供1人当たり保育士の人数をかけなければならない0から2歳児の待機児童が大部分を占めているというような状況でございます。

また、先ほど過去最大級の保育サービスの整備を行ったということを申し上げましたが、にもかかわらず待機児童数がふえているという状況でございます。これにつきましては流入人口の増ですとか、あるいは先ほど申し上げた出生数の回復ですとか、こういったことが原因となって、整備したにもかかわらず待機児童がふえているという状況になっているものでございます。

表の(2)でございますが、やはり整備したにもかかわらず待機児童が増加するという要因の一つでございますが、保育所の利用申し込み率の推移でございます。平成23年から28年の推移を記載しておりますが、当初の32.5%から28年度は41.3%ということで、こちらも約10ポイントの増加ということになっております。

また、事務局のほうから、保育の実施主体である区市町村と都の役割分担がややわかりづらいというような御質問をいただきましたので、口頭で補足の説明をさせていただきたいと思います。

全国的な制度でございます認可保育所の例でございますが、認可保育所につきましては、公定価格で子供1人当たりの金額が決まっております。これを各保育園のほうに委託費として給付をするわけでございますが、財源の負担割合といたしまして、国が2分の1、都が4分の1、区市町村が4分の1ということになっております。この施設型給付というふうに呼んでおりますが、平成28年度予算でまいりますと、東京都が263億円の予算を計上しておりますので、最終的に認可保育所のほうへ渡る予算としましてはおおむね4倍ぐらいになっているのではないかとこのところでございます。

それから、都独自の制度でございます認証保育所でございますが、こちらは運営費補助といたしまして、東京都が4分の1相当、市町村が4分の1、設置者が2分の1の負担ということになっております。ただ、認証につきましては、保護者と保育所が直接契約をいたしまして、保育料も直接保護者から保育所のほうに納付されるということでございまして、認可のほうは保護者から各区市町村のほうに納付されますので、その辺の負担が違うということはあるんですが、東京都と区市町村の負担割合はそういった構成になっております。

それから、施設整備費につきましては、基本は国が2分の1、区市町村が4分の1、事業者が4分の1という形になっております。

しかしながら、国の保育所緊急整備事業というのが今実施をされておまして、国が3分の2、区市町村が12分の1、事業者が4分の1という状況になっております。

こちらの施設整備につきまして、基本形では都の負担というものはないわけですが、都は独自に負担軽減を図っておまして、この都の負担軽減を使いますと、最終的には国が3分の2、都が、ちょっと複雑なのですが、96分の17ということで、約17～18%、区市町村が32分の3です約10%、最終的に事業者の負担が16分の1と、ここまで軽減をされる制度となっております。

保育につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、また冊子のほうにお戻りいただきまして、18ページをお開き願います。高齢者の関係でございます。18ページの大きなグラフでございます。こちらやはりグラフの上に文章で記載させていただいておりますが、都内の65歳以上の高齢者は22年10月1日現在で約264万人でございます、総人口に占める割合、いわゆる高齢化率につきましては20.4%となっております。

このグラフ上では27年以降は推計となっておりますが、高齢化率は上昇を続けていくという見込みでございます。平成47年には29.8%と、都民のおよそ3割が65歳の高齢者という状態になるということを見込んでおります。

お隣の19ページをご覧ください。左上の図でございますが、介護保険の「第1号被保険者の認定率の推移」でございます。平成27年4月末の時点で18.0%ということになっております。

先ほどの別紙資料の色刷りのものがございますが、A4横の「介護保険の『これまで』と『これから』」もあわせてご覧いただきたいと思っております。こちらのほうの左上のグラフも、今ご覧いただいたものと同じようなものがあるわけですが、こちらは27年以降が推計値となっておりますので、先ほどの冊子の数値とは若干異なっております。このときの推計では、ちょっと小さくて見づらいのですが、白い右下のほうの斜め右上がりの矢印でございますが、今後10年間で約20万人の増加を見込んでおります。また、認定率も24.5%まで上昇するというふうに見込んでおります。

その右側のグラフでございます。認定者数が増加することに伴いまして、当然ながらサービス利用者数の増加も見込まれておまして、施設・居住系のサービスの利用者は今後10年間で5万人の増加を見込んでおります。また、特養、老健の利用者もそれぞれ大幅に増加を見込んでおまして、平成37年にはそれぞれ6万人と3万人の利用を見込んでいるところでございます。

この結果でございますが、下の横長のグラフでございます。介護給付費も大幅に増加を見込んでおまして、今後の10年間で約3,700億円の増加を見込んでおります。こちらの介護保険の負担割合につきまして、国が4分の1、都が8分の1、区市町村が8分の1、保険料が2分の1、こういった財源構成になっております。

また、冊子の19ページにお戻りいただきたいと存じます。下のほうの棒グラフでございますが、手厚いケアの必要となります認知症高齢者の推計でございます。平成25年から平成37年の比較では、約1.6倍の増加となるという見込みとなっております。

続きまして、また少し冊子のほうは飛びますが、31ページをお開き願います。「障害者（児）の現状」というページでございます。こちらは、まず3つの円グラフでございますが、身体障害者、知的障害者、精神障害者、それぞれの手帳の交付状況でございます。左上が身体障害者の手帳の交付状況でございます。総数は48万以上ということでございます。障害の種別につきましては、記載のとおりということになっております。

その右が知的障害者の「愛の手帳」の交付状況でございます。総数は8万人強ということになっております。内訳についてはご覧いただきたいと存じます。

それから、左下につきましては、精神障害者の手帳でございます。1級、2級、3級の内訳はそれぞれ記載のとおりで、総数は8万6,000人ぐらいということになっております。

右下につきましては、精神障害者の通院医療費の公費負担の認定者数ということでございまして、こちらも年々増加の一途をたどっております。

あわせて別紙の資料をご覧いただきたいと存じます。「障害者（児）手帳交付状況」でございます。先ほどの高齢の分野と異なりまして、障害については将来の推計ということを行っていないわけですが、身体、知的、精神ともに、記載させていただいているとおり、いずれもほぼ右肩上がりというような状況になっておりまして、今後ともサービスの必要数は増加していくのではないかとということがこのグラフからは読み取れるのではないかと考えております。

右下には「精神障害者保健福祉手帳の所持者数」ということで、現在、手帳をお持ちの方の人数を記載させていただいております。これはなぜ精神だけかと申しますと、精神障害者につきましては2年ごとに手帳の所持については認定を受ける必要がございます。これはなぜかと申しますと、精神障害者の場合は疾病と障害が共存しているという特性がございまして、必ずしも一度精神障害を発症した方がこの先ずっと障害をお持ちの状態であるかどうかわからないというところがございます、こうした手続が必要とされております。

一方、身体障害とか知的障害につきましては、例で申し上げますと、交通事故等で四肢に障害が発症したような方の身体障害者の場合は、その症状が固定した段階で何級という認定を受けまして、基本的には状態が悪化しない限りその級のまま手帳の等級は変わらないということになっております。また、知的障害の方につきましても、おおむね成人を迎えるころにはその状態がいわゆる固定されるような状態になりますので、その段階で等級が認定されれば、それがそのまま続くということで、精神障害のように何年かに1回認定を受けなければいけないということではないため、このような資料の構成となっております。

大変駆け足ではございますが、限られた時間で御説明させていただきました。福祉保健局の主な分野の予算額ですとか、あるいはサービスの利用状況についての御説明は以上でございます。

ありがとうございました。

【〇〇小委員長】 どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明に関して、委員の皆様より御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いたします。どなたからでも。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございました。まず、御説明いただいたところに関して質問を少しさせていただきたいと思っております。

もともとこの議論は都の財政需要の話をするというところが一つのこの税制調査会における関心事項ということなのですが、別途お配りいただいている介護保険のプリントで、要介護認定のところ、要介護認定率が今後24%台まで上がってくるという御説明があったのですが、これは65歳以上の中でも75歳以上というか、より高齢の方の比率がふえるということと連動して上がるということを想定しておられるのかということと、あとは、そうは言っても趨勢的に既に、このグラフにもありますように、もう20%手前ぐらいまでだんだん上がってきていると。

もちろん、当然65歳以上の中でもより高齢の方がじわじわとふえているから、こういうことはあるのですが、さはさりながら、要介護認定は区市町村がやっていて、それで俗に言う認定が甘いとか辛いとか、地域差もあるというふうにも言われている。

これが全部人口動態の要因で趨勢的に上がらざるを得ないということで上がっているとして受けとめてよいのか、それとも何か大分地域差が都内でもあって、必ずしも人口動態だけでは説明できないようなところで上がっているというようなことが交ざっていると認識されているのかどうかというところを少し説明を加えていただけるとありがたいのです。

【企画政策課長】 基本的には、先ほどおっしゃった人口動態によるということのほうで見込んでおります。

また、地域差については、いろいろなそういったお話はあるのかもしれませんが、基本的には国の定めた全国一律の基準に基づいた方法を用いて実施しているという認識でおりますので、そういったことを特に見込んでいくということではございません。

【企画担当部長】 あと、最初におっしゃっていた認定率のほうなのですが、前期高齢者65歳以上と後期高齢者75歳以上なのですが、75歳以上になりますと認定率がぐっと上がりますので、今後後期高齢者の割合が非常にふえてまいりますので、それに応じて認定率もはね上がると推計しております。

【〇〇小委員長】 どうぞ。

【〇〇委員】 どうもありがとうございました。介護保険については今の質問だけです。

もう一つ、これは事務局にも今後の資料としてお願いしたいところでもありますけれども、今、ちょうど都でも地域医療構想の策定中ということで、今、たしかパブリックコメントに付しているのですか、私も案を拝見させていただいて、2025年までに5,600床ぐらい、今の水準から必要病床数が多いというような推計が出されているということを拝見したのですが、都として、地域医療構想があるから多大な予算が要するという関連性では必ずしもないわけですが、今後、高齢化に伴って医療需要がふえていくということが確度が高く見込まれているということについて、予算面からどういう手当が必要か。極端に言えば、ことしの予算でついで、そのまま10年後の同じ程度で予算が確保できれば何とかかなというところか、もう少し予算を確保できないと、必要な病床も確保できないということになりかねないというところかというところをまず医療に関して1点お伺いしたい。

もう一つは、今後、国保の都道府県単位化が進められるということで、確かに先ほどの冊子の福祉保健局の予算は医療はまだそれほど多くないわけですが、今後、都道府県単位化されると、都に財政責任が回ってくる。もちろん、極端に言えば、区市町村で集められた保険料が右から左に行くだけと言えば行くだけかもしれないけれども、財政責任が都のほうに来ることについて、どのような備えないは見通しをお持ちかというところを少しお伺いできればと思います。

【企画政策課長】 御質問ありがとうございます。

まず1点目の地域医療構想に係るほうでございますが、地域医療構想の性格につきましては、東京都の場合、構想圏域が二次保健医療圏と一致しているわけですが、それぞれの圏域の中で高度急性期から急性期、それから回復期等々のその病床の種別ごとにどれぐらいの程度があったらいいのかという推計を示したものでございまして、今後は各医療機関が自分の圏域の中での立ち位置等をいろいろ考えた上で、あるいはその中の各医療機関が集まる会議におきまして、どういった役割分担をしていくのか、どういった連携をしていくのかということをお話し合っていて、必要とされる病床数に地域の中の自助努力といいますか、それぞれの御判断で将来的にはそこに収められていくような計画でございまして、今後は平成30年度から計画期間となります東京都保健医療計画と一体的に溶け込んでいくという性格でございまして、基本的には民間の医療法人が運営している病院の病床の転換の話でございますので、これに関して東京都の予算が特に何か必要というようなことはないと考えております。

先ほどの2ページのグラフでございますが、こういった医療政策に関する予算はグリーンの「医療政策」610億円というところになってきて、こちらにつきましては、例えば救急医療ですとか、そういった行政の関与が必要な医療に関する経費ということになっておりまして、とりわけ東京は公的病院というよりも民間医療機関の占める割合が非常に高い地域でございますので、そちらに公的なお金がたくさん投入されていくということは余りないのかなと考えております。

一方、国保等々の予算につきましては、その上の青い「保健政策」というところに含まれております。現状でも、国保の都道府県の負担金の部分がございまして、こういったところの額がかなり大きなところを占めており

ます。今後、都道府県、東京都が保険者ということに制度が変わっていく中で、いろいろ組みかえのような形で、見かけ上ふえるということはあるかもしれませんが、従来どおり区市町村も国保の運営には保険者としてかかわってきますので、当然社会的な人口動向等によってふえていくということはあるかと思いますが、制度改革によって過大な負担が新たに生じるということはないのかなと考えております。

【〇〇委員】 御説明どうもありがとうございました。確かに地域医療構想で直接予算が幾ら出るということはないかもしれないのですけれども、地域医療介護総合確保基金があって、もちろん消費税増税財源でそこが手当てされているということではあるわけですが、それ以上には特に病床の増床が必要なわけですね。端的に言ってしまえば、これから2025年に向けて。そこには、都として予算的に増床について関与するということは余り考えておられなくて、できるだけ民間の自発的な取り組みによって必要病床数が満たされるようにするというお考えということでしょうか。

それで、もしあれでしたら事務局にちょっとお願いしたいのは、きょうは医療の資料が足りなかったものから、医療の財政需要といえますか、そのあたりで少し地域医療構想を含めて、次回以降で結構ですので、何か都として、介護は介護で予算が必要だし、医療は医療で予算が必要なのですから、特に医療のところはどういうような財政需要が今後見込まれるかというあたりの資料を追加で出していただければと思います。

【企画政策課長】 それでは、増床に向けた予算措置というなお話でございますが、地域医療構想はあくまで将来のそこで必要とされる病床数の推計というだけでございまして、その圏域に何床までを許可病床として設定していくかというのは保健医療計画のほうで定めることとなっております。保健医療計画につきましては、先ほど申し上げた平成30年度からの計画期間で始まる予定でございまして、今後また国のほうからその算出に当たっての基準等々が見られるということがございますので、それらを待って策定していくということになりますので、現在、具体的にどの圏域で何床ふえるということはないと考えております。

また、病院がハード的な整備をする際に、これまで補助金等々を出してきた制度としましては、耐震化の補強あるいは耐震化を目的とした改築に関する整備費ですとか、あるいは近代化といまして、基本的には病床数を減らす場合には施設整備に関する補助を出しましょうという国の制度に基づいた補助を実施しておりましたので、今回のように、例えば大都市圏を中心に、地域医療構想の推計値ではありますが、かなり病床数がふえるというような状況になった中で、国も含めましてどういった補助制度が今後公的なものとしてできていくのかというのがまだ具体的には見えていない状況でございますので、基本的には民間医療機関がそれぞれの財源を確保して、許可病床数がふえて整備が可能となった際には実施をしていくものと考えております。

【〇〇小委員長】 ほかの委員の方で、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございます。

都の財源の話をするに当たって、都の財政需要という関係できょうお話しいただいたと思うので、あえてお聞かせ願いたいのですけれども、3つの分野で保育、介護、障害という形で見たときに、都の特有の事情というのがどういうところに反映されてくるのかということが少し気になっております。例えば、先ほど全国との比較で核家族化の要因があって、東京都は核家族化という現象の影響が非常に強く出るとか、そういう背景の部分で、都の特有の財政需要というところでの話が、財源の必要性というところでも関連するところだと思っておりますので、もし可能であればお聞かせ願えればと思います。

【企画政策課長】 ありがとうございます。

まず、都の特有なというところでございますが、今、例にも挙げていただいた核家族化などもそうなのですが、例えば最近新聞報道でもよく取り上げられておりますが、湾岸地域にタワーマンションのようなものがたくさんできて、そういったところにちょうど子育て世帯の方が入居されていて、就学前の人口がどんどんふえているというのは、やはりこれは大都市圏特有の現象なのかなと考えておまして、そういった事情から、他県と比べま



してやはり待機児童という数からいきますと東京が圧倒的な数になっておりまして、今後もこれはなかなか解消するのがかなり困難な状況なのかなと感じているところでございます。

高齢化につきましても、東京は今後かなり急速に高齢化が進んでいくという先ほどの推計もございまして、こういったところもやはり東京特有の現象かなと思っていることと、特に単身の高齢者が今後全国と比較してかなり増加が著しいのではないかと見込んでおりまして、こういったところが東京の特性かなと感じているところでございます。

何か補足はありますか。

【企画担当部長】 財政需要といえますか、都の特色と申しますと、今申し上げたような待機児というのがやはり大都市圏特有で、あと高齢者が単身が多いということ。あと、施設整備全般で申し上げますと、やはり地価と人件費が異様に高い。そのために、施設を整備してそこに入所していただくというのが他県に比べると非常に難しいものがございますので、障害ですとか高齢の分野でいいますと、障害のほうについては理想的にも、施設の中に閉じ込めるのではなく地域で一住民として生活していただきたいという理念のもと、また高齢につきましても、できれば住みなれた地域で生涯を終えられるようにということで、施設整備が財政的にもかなり困難、土地確保でも困難というところもありますけれども、そうした方針としても地域サービス、在宅サービスの充実というのを心がけている部分はございます。

【〇〇小委員長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 はい。

【〇〇小委員長】 そろそろ予定した時間ではありますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上にて〇〇課長による御説明を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ここから「地方法人課税について」の審議に入りたいと思います。1点目の議題は「地方法人課税について」ということですが、事務局から論点及び資料の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【税制調査担当課長】 お手元の資料1「平成28年度第2回小委員会の論点」をご覧くださいませでしょうか。本日最初のテーマは(1)の「地方法人課税について」でございます。

論点の1つ目は、「地方自治体における地方法人課税の重要性と外形標準課税割合の拡大」とし、近年の税収の推移や税制改正の経緯等を踏まえ、改めて地方法人課税の意義や重要性等について御確認いただければと存じます。

論点の2つ目ですが、こちらは「地方法人課税の分割基準のあり方」とし、これまでの法人事業税の分割基準見直しの経緯ですとか、大都市への影響等を踏まえ、法人の事業規模や活動量を適切に反映するための分割基準のあり方等について御審議願えればと存じます。

論点の3つ目ですが、こちらは「税源偏在是正措置の課題と東京における財政需要」とし、東京には首都として大都市特有の膨大な財政需要が存しており、それに対応していくための財源を奪おうとする、不合理な偏在是正措置の課題等につき、御審議願えればと存じます。

続きまして、資料2「第2回小委員会〔地方法人課税に関する資料〕」をご覧くださいませでしょうか。小委員会の開催に先立ち、事前に資料説明をさせていただいておりますので、御審議いただくに当たってポイントとなる資料を中心に説明させていただきます。

1ページからは、最初の論点に関する資料となります。まず、1ページでございますが、「法人課税の概要」で、税収は平成27年度の収入見込み額でございます。国税の法人税収は1兆1兆円とありますが、今日1日に発表されました平成27年度の国の決算概要では、円高による企業収益の伸び悩み等により、法人税は補正時を下回っておりまして、6年ぶりの減収で、約1兆8,300億円となっております。

なお、法人税収の33.1%は地方交付税の原資に、また、法人住民税法人税割の4.4%は、国税である地方法人税として、その全額を交付税原資としております。実線の下の方は地方税でございます、法人住民税は2.7兆円、法人事業税は5.5兆円、うち地方法人特別税は2.1兆円となっております。

次に、4ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは、平成28年度予算及び地方財政計画上の「国税・地方税の税収内訳」でございます。グラフの黒い箇所でございますが、法人税の国税全体に占める割合は20.0%、法人住民税及び法人事業税合計の地方税全体に占める割合は16.7%となっております。中でも道府県税に占める割合は25.4%と、都道府県にとっての地方法人課税は非常に重要な基幹税となっております。

続きまして、5ページからは国税の法人税収と地方税の法人住民税・法人事業税の税収の推移が続きますが、傾向はほぼ同様でございますので、5ページの資料で確認してまいります。

こちらは法人税収の推移で、グラフの左上の囲みのところですが、「法人税率1%当たりの税収」をご覧くださいますと、最大は平成28年度の5,228億円、最小は昭和54年度の1,846億円、こちらは景気の上振れですか、所得金額の規模に大きく左右されておりますが、この38年間の推移で見ると、税率水準も影響を及ぼしているということがわかります。

次に、9ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは、「近年の地方法人課税の改正状況」でございます。上段の法人事業税は平成16年の外形標準課税の導入、平成20年の地方法人特別税の導入、その後も外形標準課税の税率改正等により、所得割の税率が改正されております。

なお、外形標準課税を創設しました平成16年の制度設計上は、外形割合は4分の1でございましたが、平成27年には8分の3へ、また法人実効税率20%台を達成することとの関係で、平成28年には8分の5へと改正内容が変更されております。

続きまして、10ページは「法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移」でございます。外形対象法人に関する上の表の一番下、二重線の下にございます「④と⑤の差」をご覧くださいますと、④が実際の法人事業税の税収でございます、⑤が外形標準課税を導入していなかったと仮定した場合の試算額になりますが、こちらは平成18年度から20年度のような景気回復期には所得割の税収が伸びますので、外形標準課税がなかった場合のほうがトータルの税収はふえますけれども、平成21年、リーマンショック後の4年ぐらい、この景気後退期は所得割の税収が落ち込んでおりますので、外形標準課税があった場合のほうが安定的な税収を確保することができることを示しております。

次に13ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは、平成26年度における「外形標準課税対象法人数」で、外形対象となる資本金1億円超の法人の割合は、全国の法人数約248万社の1%にも満たない約2万3,000社で、しかも外形対象法人のおよそ4分の1は欠損法人となっております。外形対象外の法人では、実に7割近くが欠損法人で、事業税を納めていないという現状がございます。

次に、16ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは平成19年度から26年度までの「外形対象法人における産業別の外形割合の推移」でございます。これは東京都と全国につきまして、全産業、製造業、非製造業、金融業に分類したものでございまして、棒グラフの下の濃い色の部分が事業税収に占める付加価値割の割合、上の薄い色の部分が資本割の割合で、グラフの上にある数字は、両者を合計した外形標準課税の割合を示しております。

なお、平成20年度と21年度で割合が大きく変わっておりますのは、平成20年度までの外形標準課税の制度設計上の割合が、先ほど申し上げたとおり、4分の1で25%でございましたが、地方法人特別税導入後は約45%となっておりますので、それが影響しております。

産業をより詳細に分類したのが次の17ページの表になります。ちょっと字が小さくて見づらい表ですが、年度によりばらつきがございますけれども、東京都、全国ともに銀行、証券、その他金融・保険などの金融業が総

じて外形割合の高い業種となっております。また、建設業も比較的外形割合が高い業種となっております。

次の18ページからは、2つ目の論点の「地方法人課税の分割基準のあり方」に関する資料となります。ここでは特に法人事業税の分割基準のあり方を念頭に置いて御説明してまいります。

まず、18ページでございますが、こちらは昨年度の都税調答申の分割基準にかかわる箇所の抜粋でございます。これまで法人事業税の分割基準は、実質的には大都市に不利益な財政調整手段とされ、東京都ではこの10年間の合計で、マイナス約1兆5,000億円もの影響額が生じているところでございます。昨年度の都税調答申では、付加価値の多く占める人件費の代替指標である従業者の数が、簡便な基準としてふさわしいと考えられることとすか、合理的な根拠なく財政調整を目的とする見直しを行うべきではないことなどの御提言をいただいたところでございます。

平成28年度の税制改正では、分割基準は見直されなかったわけですけれども、外形標準課税の割合が8分の5にまで拡大されるなど、前回見直しのごございました平成17年度から法人事業税の状況が変わってきておりますことや、依然として与党税制改正大綱の検討事項として残されていることなどから、平成29年度の税制改正では分割基準が見直される可能性がございます。そこで、いま一度、法人の事業規模や活動量を適切に反映するための分割基準のあり方について、御検討いただければと考えております。

続きまして、19ページは「法人事業税・法人住民税の分割基準の概要」でございます。中ほどの表にございますとおり、法人事業税の現行の分割基準は、一番上にございます非製造業の場合は、課税標準の2分の1を「事務所等の数」、残りの2分の1を「従業者の数」を基準として、その下にあります製造業の場合には「従業者の数」を基準としております。

なお、鉄道事業、倉庫業、電気供給業などは、その事業の性質に応じて別の基準を用いております。このように、法人事業税の分割基準は、事業活動の実態の変化を理由に、これまで累次の見直しが行われてきているところでございます。

続きまして、21ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは「法人事業税の分割基準の主な改正経緯と都への影響額」でございます。こちらは平成17年度に廃止されている措置であります。昭和37年度から続いておりました資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者の数を2分の1に割り落とす措置であるとか、平成元年から現在まで続いておられます、製造業における資本金1億円以上の法人の工場の従業者の数を1.5倍とする措置などは、実質的には大都市に不利益な財政調整手段とされておまして、平成17年度見直し時の東京都への影響額は、表の右下にございますようにマイナス1,100億円に及んでおります。

続きまして、22ページ、こちらは製造業において工場の従業者数を1.5倍とする法人事業税の現行の基準を、仮に工場従業者1.5倍がなかった場合の税額の差異を示したものでございます。こちらは、仮定としては東京の本社に100人、他県の工場に100人の従業者を有する所得金額10億円の法人の場合でございますと、税額の差異は約1,000万円となります。

続きまして、23ページは、非製造業において、2分の1を事務所等の数、残りの2分の1を従業者の数とする法人事業税の現行の基準を、仮に全て「従業者の数」のみとした場合の税額の差異でございます。仮定としては東京の本社に40人、他県の支社に10人の従業者を有する所得金額10億円の法人の場合ですと、こちらは2つの要素で分割するため多少入り組んでおりますけれども、税額の差異は約1,500万円と、先ほどのケースよりも差異が大きくなっております。

26ページからは、3つ目の論点でございます。「税源偏在是正措置の課題と東京における財政需要」に関する資料となります。

まず、28ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは「地方法人特別税・譲与税の廃止」でございます。平成28年度の税制改正において、地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元するとされました。ただ

し、これは消費税率10%引き上げ段階における措置となっておりますので、これが延期された場合の廃止時期はまだ判明しておりません。

続きまして、29ページは「法人住民税法人税割の交付税原資化の概要」でございまして、平成28年度税制改正では、消費税率10%引き上げ段階において、地方法人特別税・同譲与税は廃止するとしながらも、それに伴い、法人住民税法人税割の税率の5.9%分、前回の4.4%と足して合計10.3%分を地方法人税として交付税原資化を拡大するとされました。こちらも消費税率10%引き上げ段階における措置でございまして、拡大の時期はまだ判明しておりません。

次に、32ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは「地方法人課税の不合理な偏在是正措置の都への影響」でございまして、平成28年度予算をベースに東京都の影響額を試算したものでございます。消費税率8%の現行制度のもとではマイナス約4,100億円、改正後はマイナス約5,100億円の影響が生ずると試算しております。

そこで、首都として、大都市特有の膨大な財政需要を抱えている東京都としましては、不合理な偏在是正措置の撤廃を引き続き訴えてまいりたいと思っております。

33ページからは、東京が抱える膨大な財政需要について、目指すべき都市像を幾つかの切り口に分けて御紹介してまいります。ただし、ここでお示しするものは、平成26年12月に策定されました「東京都長期ビジョン」に掲げるものを幾つかピックアップしたものでございますので、東京における財政需要の全体像を示すものではないことを初めにお断りしておきます。

また、それぞれの財政需要に掲載している事業費は、東京都の予算ベースのものでございます。ここに掲げた東京都の各事業は、区市町村と共通する課題も多くございまして、区市町村の事業と重複しているというものも幾つかございます。

33ページの子育て支援策は、先ほど福祉保健局から説明がございましたので割愛させていただきます。

34ページの「地域包括ケアシステムの構築」は福祉保健局の資料としてはございましたが、直接資料の説明がございませんでしたので、補足いたします。

今後の高齢者人口は、20年後の2035年には地方圏が減少または横ばいとなりますが、東京都では急速な増加が見込まれておりまして、介護人材の大幅な不足が見込まれています。東京都では、高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、適切な医療・介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

続きまして、35ページ、こちらは「再生可能エネルギーの導入拡大」で、「スマートエネルギー都市の創造」に関するものでございます。東京都では、2000年比でエネルギー消費量を2020年までに20%、2030年までに30%削減することを目標としております。特に削減が余り進んでいない家庭部門を中心に省エネを推進し、スマートエネルギー化に取り組んでまいります。

続きまして、36ページ、こちらは「外国人旅行客の受入環境整備」で「世界のおもてなし都市・東京の実現」に関するものでございます。中国や東南アジア諸国の日本へのビザの要件緩和等の影響もございまして、我が国を訪れる外客数は2013年には1,000万人程度でございましたが、わずか2年後の2015年には1,970万人と倍増しております。これは昨日、政府観光局が発表しておりますけれども、本年6月までの推計で1,170万人を超えておりまして、前年同時期よりも28%増加しております。中でも中国からの訪日外客数は、2013年は約130万人だったのですけれども、2015年には500万人と4倍に増加しています。これに伴いまして、訪都外国人、東京都を訪れる外国人旅行者数も急増しておりますので、東京都は2020年大会までにハード・ソフトの両面から外国人旅行者の移動や滞在を支える観光インフラの計画的な整備に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、37ページ、こちらは「建物の耐震化策等・震災対策への取組」でございます。地震による災害時に著しく危険な密集市街地の地区数は113地区と全国的にも非常に多く、また、木造戸建住宅や木造共同住宅の耐震化が特におくれているのが現状でございます。さらに、周辺区部や多摩地域では、無電柱化が十分進んでおりません。東京都は、今後地域の防災力を向上させ、さらには災害時の被害を最小化するなど、高度な防災都市の実現に取り組んでまいります。

最後の38ページは道路ネットワークの整備に関するものでございます。

説明は以上となりますが、この資料とは別に地方法人課税についての参考資料をお配りしております。参考資料には、「付加価値割と資本割の課題」ですとか、「外形標準課税の適用対象法人」、「法人事業税交付金」、「企業版ふるさと納税」等についての資料を添付しております。これらは直接、今回の論点として設定しておりませんが、関連する事項として必要に応じて御参照いただければと存じます。

なお、本日御欠席なのですが、〇〇委員より幾つか御意見をいただいておりますので、ここで紹介させていただきます。

まず、先ほどの資料の36ページにお戻りいただけますでしょうか。「東京における財政需要・外国人旅行者の受入環境整備」に関してでございます。〇〇委員の御意見ですが、東京都では今後外国人旅行者の受入環境整備のための経費が増大しますが、現行の宿泊税収二十数億円程度では十分とは言えません。その不足分は東京都の別の収入から支出しているわけですが、外国人旅行者からも応分の負担を求め、それを旅行者のためのインフラ整備に充てるべきであり、宿泊税の税率引き上げを検討すべきであると考えますとの意見がございました。

次に参考資料編というのがございますが、「参考資料・地方法人課税」の15ページ、16ページの資料に関する御意見でございます。

東京都では外形標準課税の適用対象を中小法人にまで拡大するとはなかなか言いにくいでしょうが、現在さまざまな事業形態が出現しており、状況が変わってきています。これは〇〇委員からの例示なのですが、例えばマンションの一室でごく少数のスタッフのアイデア、デザインなどの知恵だけで多くの利益を上げているような高付加価値型のサービスが登場していきまして、こうした形態の事業からも利益に応じた税負担を求めることが必要であると考えます。中小法人とは何かを考え直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。資本金や従業員数などを基準とする現行の中小法人の定義では、時代に合わなくなっている部分はあると考えますとの御意見でした。

もう一点御意見がございました。同じ参考資料編の17ページ、18ページの資料に関してでございます。こちらは平成28年度税制改正で創設されました法人事業税交付金、これは法人住民税の交付税原資化の拡大に伴う市町村の減収補填を目的とするものでございますが、この交付金のもととなる法人事業税額に各地方自治体の超過課税分を含めることは、地方の課税自主権を損なうものだと考えます。小委員会ぜひ話題にさせていただければと思いますとの御意見でした。

〇〇委員から御意見は以上でございます。長くなりまして申しわけございません。

**【〇〇小委員長】** ありがとうございます。

今の御説明に関して委員の皆様から御意見等がございましたら。特に、資料1に掲げてありますように、論点が3つありますが、この論点に係る形であればありがたいですが、それ以外の論点でも構いません。よろしくお願いたします。

では、会長からお願いします。

**【〇〇会長】** 今、〇〇委員から3つほどコメントをいただいたわけですが、そのうち3つ目は今伺っただけでは意味がよくわからないところがあるので、どういう意味なのか、ちょっと事務局から説明いただけますか。どういう制度上の問題があると〇〇委員が言われたのか。

【税制調査担当課長】 説明が足りず、申しわけございません。

参考資料の17ページのお話です。あわせて、地方法人課税に関する資料の31ページをご覧くださいませうでしょうか。平成28年度税制改正で29年4月に消費税率が10%に引き上げられるという前提です。このときに、法人事業税の暫定措置は廃止になりますが、逆に法人住民税、この枠の中ですが、消費税率8%から消費税率10%のときに、消費税率引き上げ見合い分で法人住民税割の税率に換算して2.9%分拡大されます。これだけではなく、法人事業税の暫定措置廃止の代替分として、その一番右のほうになりますが、消費税率10%段階、③ですが、こちらで法人住民税の法人税割で3%分マイナスになりまして、結局、一番右の状態の道府県分が1%、市町村分が6%、合計で7%になるわけです。この市町村分が8%から6%に下がります、2%分市町村財政に穴があく、この分を道府県の法人事業税から補填するというようになっております。

この制度設計とすると、あちこちへ行って申しわけないのですけれども、地方法人課税の資料の1ページをご覧くださいませうでしょうか。1ページの2段目に「法人住民税（県・市）2.7兆円」とあります。それをそのまま右のほうに行っていたら、法人住民税の市の分、法人税額掛ける9.7%で1.6兆円とあります。9.7%分が1.6兆円ですので、これを2%に換算すると約3,000億円になります。一番下に「法人事業税（県）」とあります。ここに「5.5兆円」とあります。この3,000億を補填するには法人事業税5.5兆円の5.4%が必要になってきます。

ということですので、参考資料の17ページにもう一度お戻りいただいて、今申し上げた市町村財政に穴があく法人住民税の法人税割で言う2%分を法人事業税の5.4%で埋めるということなのですが、このもととなる法人事業税が東京都の場合ですと超過課税1.05倍にしているのですが、この超過課税分も含めて5.4%補填すると、ここが問題だということになります。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございました。

地方税法によくあるパターンなのですけれども、税額が課税標準になっているということから、変なところに波及しているという話があるということなのかなという印象があって、もちろん立法の経緯が少しまた違うかもしれませんが、実際、地方消費税でも課税標準はあくまでも国の消費税であるというように、そういう地方税法の中で課税標準が税額になっている。だから、ここで税額の5.4%というふうになっていると、超過課税でとった分も税額の中に入っているからこういう話になるということだと思うので、実際、5.4というパーセンテージをどうするかということは今からどこまで改められるのかわかりませんが、本来ならば、もともとの法人事業税の課税ベースに対して何パーセント分を交付するというような話にしてもらわないと、税率の決定権と課税標準との対応関係にそごを来すという話にはなると思うので、これは一朝一夕ですぐには解決できない問題も含んでいるかもしれませんが、やはり課税標準が税額になっているということが割とこれまで地方税法の中で多用されてきたということも、こういうところにも影響が及んでいるのかなという私の個人的な感想なのですけれども、そういう意味では課税標準は課税標準、税率は税率、それぞれきちんと、課税標準を税額にするのではなくて、もともとの課税標準に対して税率が独自に課税自主権を発揮できるような形で定められるようなところを目指していくことがゆくゆくは必要なのかなと思います。

【〇〇小委員長】 とすると、短期的にはどうしようもないという。

【〇〇委員】 わかりません。どこまで。

【〇〇小委員長】 国に対して、都税調として何らかのそこの国税の税額ベースになっていること自体の改善というか、それを要求するというような。

【〇〇委員】 超過課税分まで持っていくというのは変ではないかということの、割と対症的な提言ということで言えば、税額に比して定めるのではなくて、課税標準に比して何パーセントというふうに定めてもらうという形にしてもらわないとおかしいのではないかという話になるのではないかと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。今の点、ほかの委員の皆様、御意見があれば、会長。

【〇〇会長】 今、御説明と御発言をいただきましたが、恐らく〇〇委員の御意見と〇〇委員のコメントの趣旨は同じだと思います。確かに国が市町村の減収を補填するために、一種の財源保障といえますか、減収補填をするということであれば、それは地方財政計画によって、基本的には標準税率を前提として減収補填をしているはずで、つまり標準税率を前提とした法人事業税交付金によって十分な減収補填ができていないのは、超過課税の分も持っていくというのはやり過ぎではないかと。要するに、これは課税自主権と切り離して考えるべきではないかということが御趣旨かと思えます。

私も原則として、そのとおりでと思います。恐らく税金の中で、標準税率分の税金と超過課税分の税金とは分けられるはずで、地方財政白書でも分けられていますので、多分できると思うのです。確かに、これは制度としてはいまのようにつくったわけですが、この措置は消費税の税率を引き上げるときの措置ということで、幸か不幸か延びてしまっています。ちょっと先送りになった問題なので、時間があるのかなという気がします。

【〇〇委員】 ここで話をするべきことではないかもしれませんが、次期臨時国会で立法をされると思うので、まだ間に合うと言え間に合うのかもしれないけれども、間に合うにしてはもうあと数週間とかそれぐらいの消費税率を10%に引き上げの時期を改める立法措置、法改正に間に合わない、ちょっとこれは言いにくくなるのかなという心配はあるのです。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

ほかにこの論点でありますか。ありがとうございました。

では、〇〇先生が提出されたほかの論点でも構いませんし、その他の論点でも構いません。ほかの論点についても御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇先生のコメントに質問という形でもよろしいでしょうか。宿泊税について、ホテル税ですね、〇〇委員はかなり肯定的な、特に昨日、高級ホテルが都心にたくさんオープンしたという話が出たので興味深かったのですが、実はあわせて外国人旅行者がふえたというところで、中国人の旅行者が多いという御説明がたしかあったと思うのですけれども、民泊の場合はどうなるのですか。

【〇〇小委員長】 お願いします。

【総務部長】 今、宿泊税の課税対象というのが旅館業法に基づくホテルまたは旅館の宿泊ということになっておりまして、それをそのまま適用いたしますと、いわゆる民泊はホテル・旅館ではないということになりますので、課税対象外となります。

もう一つ、東京都の宿泊税の場合、大阪も今回導入して同じなのですが、1万円の免税点というのがございまして、1人1泊素泊まりで1万円を超える民泊というのはほとんどないのかなということで、そういった意味からも課税対象から外れているということでございます。

ただ、今後、位置づけがホテル・旅館営業に準ずるような、いわゆる旅館業法上の位置づけがもしされたとした場合、宿泊税をどうするかということは別途考えなければいけないということになるかと思えます。

【〇〇委員】 ありがとうございました。

【〇〇小委員長】 〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 きょうの資料の第2回小委員会の地方法人課税に関する資料の17ページ、外形標準課税の割合の推移の一番下の43%になっている「その他」は主にどんなものですか。

実は、先ほど〇〇委員の話の中にもありましたように、本当に小さな事務所で1人か2人でものすごく収入も所得も多くなっている事業というのが結構ふえているのです。事業の形態というのはこのところすごく推移しているから、事業所数が多い、人数が多いだけで、外形標準課税が中心でいいのかなというのはちょっと疑問も

あるのです。事業所の形態が変わってきているから、やはりその辺も見直さなければいけないのかなと思うもので、この「その他」というのは何なのかなと思って、ちょっと教えていただきたい。

【税制調査担当課長】 大変申しわけありません。今、手元にデータがないので、「その他」に何が含まれているか即答できませんので、次回までにお答えいたします。

【〇〇小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 今回の〇〇委員のお話で言うと、資本金基準で企業を捉えるのが正しいのかというお話なのだと思います。〇〇先生、以前『税研』の特集号の中で御論文を書かれていて、そこで従業員数を加味して捉えたらどうだろうかという御意見を拝読したような気がするのですが、あっていますでしょうか。〇〇先生の御論文は、中小法人課税の見直しの観点で書かれていた中身ですが、中小法人に対する外形標準課税との兼ね合いで、どういう形で仕組んでいくのかという話にもつながるところではないかと思います。資本金基準に加えて、従業者数基準か何かでというお話をされていたのをおかして見たことがある気がしまして。それとこの外形標準課税系の議論というのは重なるものですか。

【〇〇小委員長】 どうぞ。

【〇〇委員】 恐らく、私は法人住民税の均等割の話との関連に引きつけて議論をしたという理解をしていて、つまり、外形標準課税、特に付加価値割を中小法人にまで求めるというのは、政府税調の中でも結構ネガティブな意見が出てくるわけです。さすがに酷だろうとか、それを零細な企業にまで計算をさせて納税させるというのは難しいのではないかと。ないしは、別の観点から言えば、適切な納税が行われているかどうかを検証するのも、数が多くなるとなかなか難しいという話があって、中小企業にはいろいろ配慮すべきだという声が世の中には多い。それぐらいならば、法人住民税の均等割は今も既に資本金と従業員で分けていて、その多段階にするのがいいのかどうかはまた別問題ですけれども、少なくとも数に比例する形で納税額がふえるという形をとって、そこそこ適切に徴税できているという状況だと私は理解をしています。

一つのメリットは、定額であるということなので、従業員を範囲内でわずかにふやそうか減らそうが同じ額だし、利益がたくさん上がろうが、上がるまいが同じ額だし、予見可能だから年会費みたいな感じで中小企業ですら払ってくれるというようなところは既存の仕組みとしては存在していて、だから本当は今回の法人税改革で私は割と提唱していたのですけれども、法人住民税の均等割を代替財源に使ったらどうだということを言ったのだけれども、結局、今回はゼロ回答だったわけです。全くノータッチ。それで、付加価値割とか外形標準課税のほうで代替財源を結構多くとったという形で終わったわけです。

〇〇委員の話もありましたけれども、もし中小法人に対して何らかの課税を考えるとということで、特に赤字法人課税という言い方は私は余り好きではないのですけれども、赤字法人課税、特に中小企業で多いということだとすれば、そこはいきなり外形標準課税をどんどん適用拡大して、非常に小さい規模の事業者まで付加価値割をとるとするのは技術的にもなかなか難しいということを見ると、それとニアリーイコールのような負担を考えながら法人住民税の均等割を活用する。

あとは、別にそれを早速誘導するつもりはないのですけれども、参考資料の18ページに超過課税の状況は、いみじくも載っているのですけれども、東京都は都民税の法人均等割は超過課税していないということなので、その可能性というのはあり得る。私の認識は、中小企業に対する課税で付加価値割とかを拡大することと考えるぐらいなら、都民税の法人均等割を拡大する。増税するということですが、そのほうがまだ事業者、企業側からも予見可能性が高いということなのではないかと思います。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

要は、均等割のあり方を、私も細かいところはわかりませんが、定額で決まっていて、資本金の額に応じて金額が決まっているという。



【〇〇委員】 資本金と従業員の数です。その2つの大ききで決まっている。

【〇〇小委員長】 そうすると、〇〇先生の御提案としては、要するに金額を引き上げるという形で。

【〇〇委員】 いの一番に、何もかにもほかのことよりも先にそれをやるというつもりは全くないのですけれども、ほかにもっとやることあるだろうとは思いますが、中小企業に対する課税をどう考えるかといったときに、究極の選択的な言い方では、中小法人にも外形標準課税の適用を拡大するという方法と、何かほかの方法があるということだとすれば、外形標準課税を中小企業に適用拡大するというのは、徴税の適正性を担保するとか、そういうところも含めて考えると、なかなか難しい面がある。私は簡易課税でも入れない限り、中小企業に外形標準課税を拡大するというのは難しいのではないかと考えているのですけれども、それを一生懸命やるぐらいだったら、まず今ある法人均等割を活用するというほうが、まだ企業活動を阻害する影響は小さくて済むのではないかと。今、既に5万円なら5万円払っているわけですね。それが金額がふえるだけという話なので、納税事務が面倒くさいから企業の手間をふやしてしまうじゃないかという話はきかない。払う額がふえるというだけの話だという程度ということです。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

何か今の点でほかにも。外形標準課税の拡大にかかわる論点です。

私は必ずしも中小企業の納税実務の点に詳しくないので、どの程度中小企業に外形を拡大した場合に中小企業が納めにくくなるのかという点について、いま一つわからないのですが、もしそのあたりについても御存じの方がいらっしゃいましたら、ぜひ御教示いただきたいと思っております。

政府税調も多少議論がありましたね。たしか1億円のあれを例えば8,000万に下げるという議論がひとしきり議論されたような記憶があります。それから、やはりそれが本当に資本金というところでスレッショルドを設けるのが本当にいいのかというのがありまして、企業分割をしている傾向が見受けられるわけですね。現在、資本金1億円未満に分割することによって免れるということで、そういう形で資本金でスレッショルドを設けていることの是非も論点になるでしょうし、今後、中小企業に課税を拡大していくべきかどうか自体が一つの論点になるでしょうし、それから中小企業を捉える適切な指標という〇〇委員の問題提起自体は非常に重要な論点ではあると思っております。ですので、資本金というにかえてほかの指標を入れるべきかどうか。あるいは、売上金額で見るべきではないかという議論もあったように思いますし、今、〇〇委員が御示唆いただいたように、外形の拡大、中小企業への拡大という形で議論していくよりも、むしろ均等割のところ議論していくほうが、税実務上から言ってもいいのではないかと。こういう論点も、私もなるほどなと思ってお聞きしておりました。

もし委員で、これらの点について御意見を。どうぞ。

【〇〇委員】 都税調で何回か申し上げている点なのですけれども、地方法人課税という言い方で、法人住民税と法人事業税を一緒にして議論をすると、非常に議論がしづらくなると思うので、できれば論点を立てるときに、法人住民税系の話をするのか、法人事業税系の話をするのかということ、分けつつ議論をしたほうがいいのではないかと。思います。

その観点で今回申し上げますと、外形標準課税割合の拡大というふうな論点で掲げるとき、これは法人事業税のほうの話として掲げているものという理解でいいですね。さらに言うと、外形標準課税割合と言っているときには、課税ベースには付加価値割と資本割があるわけですから、単に拡大というふうな言うときに、両方踏まえて議論をしてほしいという意識で論点を立てられているのかどうか、この点も少し気になるところであります。

2つ目に(1)の②のほうで言うと、同じように分割基準のあり方という話をするときも、分割基準自体が法人住民税と法人事業税で違う形で少なくとも制度的には仕組まれていて、きょうもお話を初めのほうでいただいたと理解しています。

基本的に、前回の東京都税調の中間報告の段階では、法人住民税と結果として同じ形で、法人事業税の分割基

準も従業員数となっています。そうであれば、それなりに考え方の整理をしないとイケなくて、分割基準というときの課税ベースを何にとるのか、それによって分割基準自体の基準も変わりうるのではないかと。あるいは同じでいいというふうに捉えるのかどうかというところは、やはり議論を詰めないとイケないところなのではないかなという気がしています。

少なくとも以前は、基本的には法人住民税も法人事業税も課税ベースとして所得割の形をとっていて、ほぼ法人税の付加税のような形で運用する中で、分割基準というのをなぜか分けて議論をするということがあったと思うのです。けれども、法人事業税の課税ベースとして付加価値割等が入り、それらを拡大させるとなれば、分割基準に関する整理というの、地方法人課税という一つの形で議論することでよろしいのか。この点は、都税調の中での議論でも少し詰めないとイケないところなのではないかという気がします。

【〇〇小委員長】 先生の御指摘のとおりでして、本来、これらの話題それぞれについて、例えば外形標準課税について、まず事業税の法人住民税を分けて議論すべき。それから、法人事業税についても、例えば外形標準課税の拡大といった場合に、資本金なのか、外形標準そのもののベースの拡大の意味なのかといったような点も含めて、細かく論点分けして議論すべきなのですが、回数との関係で、こういう形で法人課税ということで、住民税と事業税をまとめて議論せざるを得ないという、ちょっと時間の制約もございます。ただ、議論上は、今何を議論しているのかということはもちろん明確にしつつ議論をしないとイケないのですが、そういう形で議論を進めざるを得ないということを御理解いただければと思います。

もし今の論点について、〇〇委員としての何か特段のコメントがございましたら。今の論点整理は十分に了解したのですけれども、もしございましたらお願いしたいと思います。

【〇〇委員】 気になっているのは分割基準に関する考え方です。つまり一方で、法人事業税のほうに関しては外形標準課税を拡大する。これは所得割ではなくて、付加価値割あるいは資本割のほうの拡充という形で提言を出しているのですが、他方で分割基準に関しては、両方一緒の分割基準、従業員数を分割基準にすべきだという形になっている部分が少し気になっています。

どういう考え方のもとに分割基準を捉えるのかということを考えれば、例えばシャープ勧告の事業税では、付加価値を課税ベースにしなから、その付加価値をいかに生産地に帰属させるのかという発想で捉えています。つまり、付加価値を課税ベースにするとすると、付加価値を発生させているもととなるものは何かという発想で、人であり、施設でありという形で、原則的には従業員数と固定資産という2つの分割基準を提唱していました。

その発想を源流にして、事業税の分割基準の考え方というのが形成されましたが、その後の法人事業税の分割基準は、いろいろな形で変えられて、ぐちゃぐちゃになっているところはぐちゃぐちゃになっている。ですが、それを従業員数一本にするという発想をどう考えるのか。ここの理論武装は、先生方の力をかりつつ、何らかの形で議論をしたほうがいいところではないかという気がいたします。財政調整的なことはすべきではないという論理に立ちながら、分割基準をどういう形で捉えるのかということだと思います。

一方で、法人住民税のほうの分割基準も、それでいいのかどうかというのもあると思うのです。そもそも分割基準に関しては、どの国もこれが正しいという形で一本の論理構造のもとに議論されているものではなくて、いろいろな要素が入ってくる部分だと思うので、結果的にどうなるかというのもあると思うのですが、考え方の整理という意味では、法人課税という形で一個にして、結果として分割基準も同じスタイルになっているところは、若干気にかかっているところではあります。

【〇〇小委員長】 〇〇先生のベースにあるのは、これまでの経緯から言って、あるいは都税調の議論の経緯から言って、外形標準課税の拡大という方向については肯定的な形で議論してきつつ、そうすると分割基準も付加価値をどういうふうに地域間で分割し、税収を配分していくかという観点から、それに近い指標を選んでいくべきではないかという観点からすると、従業員数一本化というのはそれと矛盾する要素を含んでいないかという

問題意識ですよ。それについてきちっと議論すべきではないかという、なるほど私も思ったのですが、もしこの点について委員の皆さんから御意見がございましたらコメントをいただきたいところです。

あるいは、事務局から、例えばこれまでに従業員数に絞られてきた議論の経緯等をもし解説いただけるようでしたら。

**【税制調査担当課長】** 論点の設定のほうは、小委員長からおっしゃっていただいたように、一緒くたにしているような印象を持たれたかと思えますけれども、分割基準のほうは念頭に置いているのは法人事業税でございます。

先ほど〇〇委員からお話がありましたが、法人住民税は地域社会の費用ということで、法人事業税は応益原則に照らして税源帰属の適正化を図るということを書いてきておりますので、昨年の答申でも、地方法人課税というくり方をしていたので、誤解を受けている部分はあるのかと思えますが、念頭に置いているのは法人事業税でございます。これが従業員の数と言ったのは、法人住民税の分割基準がすぐれているからそれに合わせるという意味ではなく、昨年の答申でもあるように、付加価値の7割を占めるのは人件費であり、従業員数がそれに代替する指標であると。結果的には現在の法人住民税の分割基準と同じにはなるのですが、理論として考えた末に同じになっているということなので、法人住民税と法人事業税とは分けて考えた結果としても、従業員の数というのがすぐれているだろうという結論で考えてまいりました。

**【〇〇小委員長】** どうぞ。

**【〇〇会長】** この分割基準に関しては、昨年の答申はこの資料の18ページに出ているとおりで、ここでもいろいろ議論があった結果、確かに法人住民税に合わせたというよりは、今、事務局から話がありまして、人件費の割合が約7割であるということ、それから域外からの通勤者も含めて、法人事業所の従業員がサービスを受けているという面を事業所レベルでとらえる、そういう面もあるだろうということです。ここでの書き方は断定的に書いてあるというよりは、簡便な基準としてふさわしいという微妙な表現になっておりますが、そういう形でここでは書かせていただいております。

ただし、今、〇〇委員が言われたとおり、課税ベースの検討と、それに合わせて分割基準を考えることが重要であるというはそのとおりであります。外形標準の中でも資本割と付加価値割の割合はどうすればいいのかということもありますし、そういうことも合わせて、さらに分割基準のことも検討しなければいけないと考えております。

それから、これはあらかじめ資料を見たときに言っておけばよかったのですが、今回も資料で法人二税という言葉を使っております。たしか去年かおとし、それをやめようという話をして、一回やめたような気がしたのですが、また復活してしまいましたので、またこれから気をつけたいと思っております。私も忘れておりました。

**【〇〇小委員長】** どうぞ。

**【〇〇委員】** 18ページの昨年度の答申で、域外からの通勤者という話は私がしたと理解しておりますけれども、まさに事業税が何ゆえの応益課税かというところは、私は通説については余り納得していませんけれども、私なりの立論ということで言えば、昼間人口というか、域外からの通勤者は会社に勤めて、会社だけではないかもしれませんが、法人に勤めて、その法人の中で付加価値なりを生み出していくのだけれども、実際、自分が個人として所得税を払う、住民税を払うということは、居住地でしか払わないということなので、その部分を事業税なりで就業地で払うということを考えてはどうかということから、それを応益課税と呼ぶなら応益課税と言うのだろうかという、全然通説とは違いますけれども、私なりのそういう考え方がバックグラウンドにあるということです。

この昨年度の答申は、やはり事業所が出てきた動機が不純だったのではないのかということに根源があって、

何で平成27年になって突然出てくるのだと。そういう性質を持っているということで事業税があるというのだら、もっとも昔からそういう話だったのではなかったかというのが、そもそも私もそういう理解でおりまして、そういう意味では、財政調整の手段として事業所の数というのを持ち出してきたとすれば、それはやはり動機が不純ではないのか。もう少しもとの考え方に立ち返って言えば、従業者数だという話になるのかなと、今も私はその答申の考え方に賛意を表するというか、私は昨年の答申と考え方は一緒だということでもあります。

【〇〇小委員長】 ありがとうございます。

非常に大事な論点ですでもう少し議論したいところですが、分割基準について、あるいは外形標準の拡大の問題についてもひとしきり議論ができたかと思しますので、法人課税関係についてはこれで議論を一旦とめさせていただきます。次のテーマもごございますので、次に進ませていただきたいと思います。

そうしましたら、2番目の「地方消費税について」、資料の説明をよろしくお願いいいたします。

【税制調査担当課長】 お時間が大分押しておりますので、かけあして説明させていただきます。

本日2番目のテーマは地方消費税でございます。先ほどの資料1「平成28年度・第2回小委員会の論点」をご覧ください。論点の1つ目です。こちらはかなり大きなテーマになりますが、「地方税財源の充実強化と地方消費税の拡充」としております。地方税財源の充実に向け、地域間の偏在が小さく、安定的な地方消費税の拡充のあり方ですとか、消費税率10%引き上げの再延期が及ぼす地方財政への影響等について御審議いただければと存じます。

論点の2つ目は、「地方消費税の使途に係る課題」としまして、今後、急速に進展する高齢化に伴い発生する医療・介護等の経費や、少子化施策の経費の増大に対応するための財源確保の必要性について御審議願えればと存じます。

論点の3つ目は、「消費課税における低所得者への配慮、所得に対する逆進性の緩和」としております。消費税率10%引き上げ時に導入されます軽減税率の課題であるとか、所得に対する逆進性の緩和に向けた方策等について御審議願えればと存じます。

続きまして、資料3「第2回小委員会〔地方消費税に関する資料〕」をご覧くださいませでしょうか。概要とか推移は全てはしよらせていただきます。

まず、5ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは東京都が試算しました地方消費税率引き上げに係る影響額でございまして、総額には市町村交付金分を含んでおります。軽減税率による影響は考慮しておりません。消費税率が10%に引き上げられた場合、約1,900億円の増収が見込まれております。

次に、7ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは消費税率10%引き上げの再延期が地方財政に及ぼす影響を試算したものでございます。平成28年度の地方の収入見込み額は、地方消費税と交付税の法定率分を合わせた消費税率換算で3.1%分、これが10%引き上げ時ですと3.72%分になります。右側の上の軽減税率分の試算、これは昨年11月に全国知事会が行ったもので、それとの差し引きでまいりますと、右の下のほうになりますが、2年6カ月消費税率10%引き上げが延期されますと、単純計算で約3兆円の地方の収入が失われます。社会保障財源の確保が重要な課題となっている地方財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そういった資料でございます。

次に、11ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは社会保障給付費の見通しでございまして、団塊の世代が全て75歳以上となります2025年度までを推計したものでございます。これによりますと、2012年度からの13年の間に医療の給付は1.5倍、介護の給付は2.3倍と増加し、GDPの1.27倍を大きく上回る増加が見込まれているところでございます。

次に14ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは軽減税率の問題点に係る各団体等の意見をまとめたものでございます。上段の「対象品目の設定」に対しては、線引きが不明確であるとか、国民・事業者の双方に

大きな混乱を招くとか、公平性のある取り扱いが困難で、国民の不満を招くなどの意見のほか、東京税理士会さんでは、低所得者世帯の負担軽減のためには対象品目を拡大する必要がありますが、そうすると低所得者以外の世帯への効果もさらに大きくなるということを懸念されております。

中段の「事業者の事務負担の増加」、こちらはいずれの団体もインボイスを導入すると、中小事業者に過度の負担を強いるというふうに意見を述べております。

下段の「社会保障財源の減少」、こちらに関してはやはり税収減が社会保障財源を大きく減少させて、かえって消費税率の再引き上げにつながるですとか、複数税率は高所得者にも効果が及び、逆進性対策としては非効率であるとか、低所得者対策は給付措置で対応すべきであるなどの意見が載せられております。

次に、18ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは我が国における平成25年の消費税率5%時のデータでございますが、収入階級別の実収入に対する税負担の推計でございまして、右側のグラフをご覧くださいませますと、低所得者ほど実収入に占める合計の税負担も重くなっておりまして、特に消費税の負担は重く、所得に対して逆進的であることを示しております。

先ほど、経団連、東京商工会議所、あるいは東京税理士会の意見を御紹介しましたけれども、諸外国ではどのような取り組みを行っているかを御紹介します。

まず、19ページはイギリスの例でございます。イギリスは食料品を初めとする生活必需品にゼロ税率を採用しているほか、低所得者への就労インセンティブ付与を目的として、就労税額控除による給付ですとか、16歳未満の子を有する低所得者世帯に児童税額控除という給付を行っております。

続きまして、20ページ、こちらはカナダの例でございます。カナダも基本的な食材にゼロ税率を採用しております。また、イギリスと同様に、児童を有する世帯や就労インセンティブ付与を目的とする給付制度があります。また、カナダに特徴的な制度として「GSTクレジット」という、低中所得世帯の付加価値税負担の軽減を目的とした直接給付制度があります。

最後はニュージーランドの例でございます。

説明は以上になりますが、先ほどと同様に地方消費税についての参考資料をお配りしております。参考資料も必要に応じて御参照いただければと思います。

また、先ほどと同様に、〇〇委員から意見をお一ついただいております。先ほどの資料の7ページにお戻りいただきまして、消費税率10%引き上げの再延期が地方財政に及ぼす影響を試算したものでございますが、〇〇委員からも、この2年6カ月延期によって生ずるその間の地方財政、社会保障財源の穴をどのように埋めていくのが重要な課題であると考えますという意見がありました。

以上でございます。

**【〇〇小委員長】** ありがとうございます。

そうしましたら、残り時間が余りないわけですが、御意見を積極的に出していただければと思います。よろしく願いいたします。

〇〇委員の課題であるという点については、どうなっているかというのは議論したのですか。国ですら、まずは消費税率の引き上げ延期に伴う財源をどうするかが決まっていないので、ましてや地方レベルでそれをどうするかというのは議論しようがないとは思いますが、もし何か。

**【税制調査担当課長】** 〇〇委員から、これは今ははっきりしていないところなので、どうするかというのをお話しただけであればということで、どうすべきかという話まではしておりません。

**【〇〇小委員長】** ありがとうございます。もし何かコメントがありましたらお願いします。特にございませんでしょうか。

**【〇〇委員】** 〇〇先生に御意見に関してですか。

【〇〇小委員長】 それ以外の論点でも構いません。

【〇〇委員】 先ほどの法人課税の話にむしろ立ち返ってしまうような質問、あるいは問題提起ですけれども、東京都にとって地方消費税を拡充していくということは、税収の安定性を高めるという意味では望ましい方向性だと考えられると思います。そのうえで、消費税10%引き上げに伴う、先ほど触れられた地方法人税で偏在是正措置をしてきたことをどう評価するのかという点です。地方消費税が引き上げられて社会保障財源だとされたのに、東京都は不交付団体であるがゆえに、地方法人税で地方税の一部が交付税原資化されてしまうために十分に財源が増加しないということがありますが、これは不合理な偏在是正措置であると、昨年度も答申にはっきり書かれていますね。私は昨年度も委員でしたので、それに重大な反論はないのですけれども、偏在是正措置の不合理さをどこまで強調すべきなのか、再考する余地がないとはいえないのではないのでしょうか。まず1つは税収の安定性がその入れかえによって増えていますよね、東京都においても。常々税収の不安定性、法人二税への都財政の依存とは非常に大きな課題だったわけですが、地方消費税の増税と偏在是正措置で安定性は増したはずで。もう一つ、今回、地方消費税が上げられても、地方交付税の原資化が地方法人税によってなされたために増収が限られたことは、偏在是正措置そのものに起因する問題というより、むしろ交付税制度の性格なり制度設計による結果だととらえることもできます。あるいは、地方交付税を基礎づけている地財計画のあり方の問題かもしれません。

そういうふうに考えると、不合理な偏在是正措置だというふうに法人住民税の地方交付税原資化、あるいはその拡大を批判するときの論拠は、必ずしも固いとは言い切れないという気もするのですけれども、いかがなんでしょうか。

【〇〇小委員長】 今の御意見は事務局への御質問ですか。

【〇〇委員】 あるいは委員の皆様のお考えをお聞きできれば。

【〇〇小委員長】 必ずしもかたたくないというのは、不合理な偏在措置の是正を法人特別税その他でやろうとしてきたことに対する批判というのは、これまでの税調の答申でも繰り返し議論されてきたわけですけれども、それが。

【〇〇委員】 それがいかなる意味で不合理だと言えるのかということところです。つまり、税収の安定性は増しますというのが一つ間違いなくありますよね。だけれども、東京都が不交付団体であるがゆえに、地方消費税が社会保障財源として拡充されるにもかかわらず、別途財源が都から奪われる。それは不合理だということを言うわけですが、それはある意味むしろ交付税制度がそう作用するからに過ぎないとも思うのです。

【〇〇委員】 これは資料3の7ページを見ると、私は何で地方法人税とかそういう変な仕組みを、つまり一旦地方税としてとっておきながら国税化するというやり方を地方消費税の税率を上げると同時に行う。今まさにおっしゃった点です。だったら、地方消費税の税率を2.2まで上げないで、交付税の法定率をもう少し上げておくという話にしておけばよかったのではないのかということなのだけれども、そういうことをしないで、地方消費税の税率を2.2まで上げたということなのですね。

これは議事録に残しているのかどうかかわからないですけれども、私はこの2.2%というのが決まるときの議論に直接はタッチはしていませんが、リアルタイムで2.2という数字を議論するときにこういう議論があったわけです。地方だって独自の社会保障の施策をしていると。だから、増税分5%のうち何%を国がとり、何%を地方がとるかというときに、単純に今までの国が制度設計した、先ほど来、福祉保健局の説明があったような財源割合をいろいろな社会保障の分野がありながら、それを加重平均して引き延ばしてきたときに、本当はもうちょっと国のほうが取り分が多いという話なのだけれども、そうは言っても地方だって独自に社会保障をやっているじゃないか、だからその分は乗っけてくれという話になって、ではちょっと多目に乗っけておきましょうという2.2になった、そういうようなことだったと私は理解しているのです。

2. 2も出してしまうと、当然、東京にそれなりにたくさんの地方消費税の税収は来る。わかっているのだったら、何でそれをしたのだという話なのだけれども、結局2. 2と決めたものだから、2. 2で東京に渡る分は不交付団体であっても地方消費税は来ますから、そうしたときに、そうは言っても地方のほうにもっと財源が来ないといけないという話なんだという話になったときに、上乘せの的に、ここで言っている不合理だという話ですけども、地方法人税とかそういう地方税に手を突っ込むような形で交付税財源をとってくるというようなことをして補正したという経緯があって、地方消費税2. 2%にするというところまではいろいろあったとしても、そこから先の補正がもうちょっとましな補正はなかったのかと。ないしは、そもそも2. 2というのではなくて、2. 0にして、その0. 2%分は地方交付税財源にして、地方法人税というのはやらないというふうなことだってそもそもあったかもしれない。さすがに国の政策決定はまず2. 2を先に決めた。それと同時に消費税の交付税法定率分も決まったという話で、そのときにそれだと東京が財源超過であると。だから、もうちょっと何とかならないのかみたいな話で出てきたという経緯があって、議論の経緯からするとやはり不純だろうと私自身は思っているわけです。

【〇〇委員】　そういうプロセスというか、まさに変則的に入れてきたという意味で偏在是正措置が非合理的な手段だというのは、全くおっしゃるとおりだと私も思うのです。けれども、昨年度の我々の答申でも、地方消費税が拡充されたのに、その応分が地方法人税でとられるとか、それで結局、消費税の拡充分の恩恵を東京が受けないという損得論も述べつつ、これが非合理的な措置だと言っているわけです。だから、交付税率の引き上げでやるべきだとか、そういう正論をもって偏在是正措置の非合理性を指摘するのはいいのですけれども、単純に地方消費税引き上げ分の増収が都にはない、だからほかの団体と社会保障の拡充で歩調を合わせられないという論は、やはりちょっとミスリーディングというか、読み方によっては富裕団体が利己的なことを言っているように読まれかねないような気もするのです。そのような意味で少しひっかかったので、こういう話をさせていただきました。

【〇〇委員】　私が言ったのが全部議事録に載るかどうか、ちょっと考えさせてください。ちょっと形容詞がいろいろ、誇張するために尾ひれをつけてしまったので。

【〇〇会長】　不合理な偏在是正という表現は、いろいろな議論をやった結果として、そういう表現の仕方になったわけですから、それは答申をまとめた責任は最終的には私にあるわけですが、表現自体はそれでおかしくないと思っております。その中にいろいろな論理といいますが、確かに、これは地方法人課税と言うだけではよくないのかもしれませんが、法人住民税だったり、法人事業税だったり、地方消費税だったり、いろいろなものを組み合わせて最終的に税制改正が行われている、あるいは交付税改革が行われているわけですので、全体を捉えたときにこれがい改革だったのかどうかということの評価をしています。よりよいやり方があったのではないかと。ということであれば、もちろん答申は1回で終わるわけではありませぬので、また考えればいいことなのですが、全体として合理的な偏在是正という形でなかったという意味では間違いないと思っております。

【〇〇小委員長】　どうぞ。

【〇〇委員】　地方消費税自体、別に2. 2が高過ぎて2. 0にしようということを言いたいわけではなくて、昨年答申にもありますように、地方消費税の割合を高めていくということは大事なことだと。これは今後、恐らく消費税率、国・地方を合わせて10%で未来永劫おさまるとはとても思えないので、さらなる引き上げという時期がいずれ訪れるということを考えても、やはり地方消費税に託す役割というのは大きいと私は思います。

その中で、先ほど〇〇委員がおっしゃったような意味で言うと、やはり富裕団体でというふうに受けとめられないようにする、それは他の県、それから国から見て、東京都が随分たくさん税収をそこから得ているじゃないかというふうに思われたいようにするという意味でも、ちゃんと社会保障の財源として都民に費やしている、財政需要がそこにある。

それから、もう一つは財政収支を改善するというを、これは去年この都税調でも言ったかもしれませんが、でも、財政収支を都としても改善する努力をしているということ、つまり社会保障財源としての消費税増税ということは、もちろん社会保障の充実という部分もあるのだけれども、社会保障の充実だけではなくて、後代へのつけ回しを軽減するという部分も、この地方消費税というか全体ですけれども、5%分の消費税増税の財源によって、後代へのつけ回しを軽減するということも含まれているわけなので、財政収支を改善ということにもちゃんと充てている、ないしはそういう努力をしているというところを見せるということで、単に社会保障のために使っていないじゃないか、だからそんな財源は与え過ぎなのだという話だけではないわけですね。やはり収支を改善した分だけ、それが将来の負担を軽減することになるということ、これは社会保障・税一体改革の中でもうたわれていることなので、そういうところも積極的に都から説明を発信していくということは大事なかなと思います。

【〇〇小委員長】      ありがとうございました。

そろそろ時間なのですけれども、今の〇〇委員の問題提起も非常に重要な論点で、都税調としてのスタンスをどこに置くかというのは常に議論になる点で、そういう意味では非常にいい論点を提起していただいたと思います。例えばこの間の税源の偏在性をどういうふうには是正していくかということ、国はやはり全体、ナショナルな観点から税収の偏在性を是正するということに対して、都税調としてはやはり、ここは小委員会ですけれども、議員の先生方も委員になっていただく總會の場で議論していくわけですので、そういう意味では都民の負託に対して都としての税制のあり方をどういうふうに打ち出していくかという観点です。それから、都税調という場ですので、地方税全体についても審議をしていくということですので、やはり偏在性のバランスをとっていく、それが税収の安定化に行く面と、本来東京都に入ってきたはずの税収が何をもって不合理と判断するかという基準が明確化しないとイケないと思いますが、税収が配分されていく。そして、都民の負託に応える都税調としては、本来、都の今後ふえていく社会保障財源を賄うはずだった財源が消えてしまうということについて、やはりきちっと言わざるを得ない点というのはあると思うのです。

そういう意味で、会長が先ほど、これまでの答申の方向性については一定の合理性のある提言ができたとおっしゃったのはそういう意味だと思うのですけれども、だからといって、この都税調が東京都だけのことを考えて地方税制全体のことを考えていないと思われぬかというふうな〇〇委員からの懸念に対してどう答えていくかというのは、今後に残る論点かなと思いますので、この論点については答申をまとめていくプロセスの中で引き続き議論をさせていただければと思います。

きょうはそういうことでお時間が過ぎてしましまして申しわけございません。以上で、論点は一応2つ議論をしたこととなります。包括的な論点に対して必ずしも審議時間は十分ではなかった点、皆様に御意見を十分言っていただくことができなかつたかもしれませんが、もし御意見がある場合は私ないしは事務局にコメントをいただくという形でも構いませんし、反映させていただければと思います。

以上をもちまして、本日の議事については全て終了といたします。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。

— 了 —